

別表

子育て短期支援事業にかかる利用料

区分			利用料 (保護者負担)
宿泊型短期入所生活援助事業 (宿泊型ショートステイ)	生活保護世帯	2歳未満児	0円/日
		ひとり親家庭・非課税世帯	2歳以上児
	市民税非課税世帯	2歳未満児	1,100円/日
		ひとり親家庭・課税世帯	2歳以上児
	その他世帯 (市民税課税世帯)	2歳未満児	5,350円/日
		2歳以上児	2,750円/日
日帰り型短期入所生活援助事業 (日帰り型ショートステイ)	生活保護世帯	2歳未満児	0円/日
		ひとり親家庭・非課税世帯	2歳以上児
	市民税非課税世帯	2歳未満児	1,100円/日
		ひとり親家庭・課税世帯	2歳以上児
	その他世帯 (市民税課税世帯)	2歳未満児	5,350円/日
		2歳以上児	2,750円/日

(注)表中の利用料は、児童1人あたりの金額である。

(注)ひとり親家庭とは、ひとり親世帯を証明する書類(児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当支給停止通知書、保護者の戸籍謄本など)所持者が対象。

なお、DVからの避難など、特段の事情によりこれらを所持できないものの、ひとり親家庭と同様の状況であることが客観的資料により確認できる場合は、ひとり親家庭としてみなす。

(備考)

- 表中「市民税非課税世帯」については、「父子家庭、母子家庭及び養育者家庭を含む。」ものとする。また、4月から6月までの間に事業の利用がある場合においては、「前年度分市民税非課税世帯」とする。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規程する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯については、市町村民税非課税世帯に該当する場合、生活保護世帯の区分の金額とする。